

# 法人役員名簿

学校法人 大阪明星学園

## 理事・監事

	区分	氏名	寄附行為条文
1	理事長	馬込新吉	第8条 1号
2	理事	市瀬幸一	第8条 1号
3	理事	野中豊彦	第8条 2号
4	理事	高島政行	第8条 3号
5	理事	千葉康平	第8条 3号
1	監事	深堀一弥	第23条 1号
2	監事	山野賢一	第23条 2号

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) カトリックマリア会の会員である者のうちから理事会において選任した者 2名以上
- (2) 明星高等学校長の職にある者のうちから理事会において選任した者 1名
- (3) カトリック精神を尊び品性豊かな学識経験者のうちから理事会において選任した者 1名以上

第23条 監事は、本法人の理事、評議員、職員以外のものであって、次の各号に掲げる者とし、評議員会の決議によって選任する。

- (1) カトリック信者である者 1名
- (2) カトリック精神を尊び品性豊かな学識経験者 1名

## 評議員

	区分	氏名	寄附行為条文
1	評議員	烏山助雄	第32条 4号
2	評議員	横田允宏	第32条 3号
3	評議員	永田竜也	第32条 3号
4	評議員	上畑卓治	第32条 1号
5	評議員	奥村祐治	第32条 1号
6	評議員	岡部敦郎	第32条 2号

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の設置する学校のカトリック精神を尊ぶ職員 1名以上
- (2) 本法人の設置する学校のカトリック精神を尊ぶ卒業生で年齢25年以上の者 1名以上
- (3) カトリック精神を尊び品性豊かな学識経験者 1名以上
- (4) カトリックマリア会の会員である者 1名以上

2 前項第1号及び第2号に定める評議員（以下「評議員会選任評議員」という。）は、評議員会において選任し、同項第3号及び第4号に定める評議員（以下「理事会選任評議員」という。）は、理事会において選任するものとする。評議員会選任評議員の数は、3名とし、理事会選任評議員の数は、3名とする。

2025. 10. 01現在